

宗像市ふれあいバス運行業務仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、宗像市が発注する運行業務に係る、宗像市ふれあいバスの運行に関する業務に適用する。

2 目的

本市では、地域の移動手段を確保するため、ふれあいバスの運行を継続して実施してきたところである。しかし近年、バス運行を取り巻く環境は、運転士不足や車両維持管理コストの上昇などにより、公共交通サービスの安定的な提供が全国的に困難となりつつある。こうした状況を背景に、現行の運行事業者による運行継続が困難となる見込みであることから、本市としては、ふれあいバスの運行を引き続き維持するため、新たに運行事業者候補を選定する必要があるが生じている。

本仕様書は、市民の日常生活を支える移動手段としてのふれあいバスのサービスを継続的に提供することを目的とし、現行ルート等を基本としながら、安全性・定時性・運行品質を確実に担保できる運行事業者を選定するため必要な条件を定めるものである。

3 業務内容

(1) 事業形態

選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）と、この仕様書に基づく運行業務等に関する協定を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

(2) 運行開始日

令和8年4月6日（予定）

(3) 運行開始手続

運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

4 運行路線・バス停配置

運行開始日から運行する路線・バス停配置は別紙のとおりとする。

路線名	詳細内容
ふれあいバス第1・第2・第3系統	別紙1

5 運行ダイヤ

運行ダイヤ及び運行本数は別紙のとおりとする。なお、ダイヤを変更する場合には運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定する。

6 運行日

ふれあいバス（定時定路線）は月曜日～土曜日・第2・第4日曜日運行とし、第1・第3・第5日曜日及び12月29日から1月3日までは運休とする。

7 運行車両

（1）使用車両

- 第1系統 宗像市が所有するバス車両（36人定員：福岡200 か2344）
- 第2系統 宗像市が所有するバス車両（36人定員：福岡200 か2345）
- 第3系統 宗像市が所有するバス車両（36人定員：福岡200 か2346）
- 予備車 宗像市が所有するバス車両（29人定員：福岡230 か6701）

8 運行準備

ア 運行開始日までに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の認可等に関する審査基準を満たすこと。

イ 運行開始日までに運行路線について各種法令に基づく許可、認可等を有すること。

ウ 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行できること。

エ 運行事業者のやむを得ない事情等により、運行開始日までにア～ウに掲げる事項の手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに本市へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く基準を満たして運行するよう努めること。

オ 停留所は、既存の停留所を使用するものとする。ただし、新たに設置が必要となる停留所は、材質、規格、意匠等及び関係法令に準拠する項目について本市と協議の上、本市が用意する。ただし設置に係る各種許可・届出等の手続きは、本市と協力して行い設置すること。

カ 運行路線の時刻表及び路線図等は、本市と協議の上、本市が作成し、運行開始日の概ね1週間前までに本市の指定する場所へ提出すること。

キ 運行改善に伴い、時刻及び路線等の変更が生じた場合は、時刻表及び路線図等を記したPRチラシを本市と協議の上、本市が作成する。

9 運賃

(1) 通常運賃

運行路線内は一乗車あたり一般（中学生以上）200円とする。

※料金の変更は、運行事業者と本市で協議の上、宗像市運賃協議会に諮り決定する。

(2) 割引運賃

下記の者については、下記に示すように料金を割引くものとする。

・子ども（小学生）：100円

・幼児（未就学児）：無料

※同伴者1名につき2名まで無料（単独乗車または3人目以降は子ども運賃）

・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者：100円

※介護者は手帳所持者1名につき1名まで対象

(3) 運賃の特例

70歳以上の人：100円

※特例を受けるには本市は発行するふれあいバスカードの呈示が必要

10 車内広告

(1) 車内掲示用の案内表示の作成（路線図、運行ダイヤ）は基本的には運行事業者が作成することがある。

(2) 運行事業者は、本市と協議の上、車内広告を募集し、広告収入を得ることができるものとする。広告収入は当該路線の経常収益に含めることとする。

11 運行経費の負担

(1) 負担の方法

本市の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

$$\text{負担額} = (\text{業務期間における運行経費}) - \text{当該路線に係る収入}$$

ただし、燃料費の高騰など運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

- (2) 経費には以下のものを含むこととする。
- ・ 人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）
 - ・ 燃料油脂費
 - ・ 課税公課（自動車税・自動車重量税）
 - ・ 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
 - ・ その他業務に必要な経費
- (3) 停留所設備（ポール、運行ダイヤ表示板）については、運行開始までに本市が準備し、協力して設置するものとする。
- (4) その他業務には、運輸局への申請業務、地域公共交通会議への報告業務、乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助、乗車券の運賃徴収・管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保等）、車両清掃、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理等、運行に必要な業務一切を含むものとする。

1 2 公募時の提案事項

- (1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行業務を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

1 3 運行管理

- ア 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- イ 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両及びバス停管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を地域公共交通政策室に提出すること。なお、その後の異動についても同様とする。
- ウ 運行事業者は、毎月 15 日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を地域公共交通政策室に提出すること。
- エ 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

1 4 管理体制

①管理責任者

- ア 運行事業者は、業務を執行するにあたり管理責任者を定める。
- イ 管理責任者は、乗務員及び運行管理業務に係る者を監督し、常に適正な運行管理に努めなければならない。
- ウ 管理責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させるものとする。
- エ 乗務員及び運行管理業務に携わる者には、心身に異常のある者を従事させないこと。
- オ 運転中に事故が発生した場合は、管理責任者は直ちに事故調査をし、本市へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についての対応も同様とする。
- カ 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、運行事業者がその責を負うこと。ただし、運行事業者の責によらないものはこの限りではない。
- キ 運行事業者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。
- ク 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに本市へ報告しなければならない。
- ケ 運行事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに本市へ報告するものとする。

②乗務員

- ア 業務に従事する乗務員は法定免許取得者とし、事故防止に最善の注意を払うこと。
- イ 運転中に事故が発生した場合には、乗務員は直ちに管理責任者に報告し、指示を仰ぐこと。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。
- ウ 天災、その他やむを得ない事由によりバス運行に支障が生じる恐れがあると判断したときは、乗務員は直ちに管理責任者に報告し指示を仰ぐこと。

1 5 協定の解除

本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、協定の全部または一部を解除することができる。

- (1) 運行事業者が協定に定める義務を履行しないとき。
- (2) 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

1 6 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

1 7 協議事項

協定に定めのない事項及び協定の各条の解釈に疑義が生じた場合は、本市と運行事業者の双方が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

1 8 その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 運行事業者として選定後、協定締結に先立ち、地域公共交通会議の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、協定締結後は地域公共交通会議の委員として任命することを条件とする。
- (4) 地域公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両など）を変更する場合があるので、地域公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。